平成２８年（フ）第１１４６号
大阪府吹田市朝日が丘町49番１号（201）
債務者　小林　優子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３７号
大阪府枚方市交北３丁目１番11―208号
債務者　崎山　伍一
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９５号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番12号　コーポ南野　６Ｂ号
債務者　中井　重子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７号
堺市南区茶山台２丁１番３―204号
債務者　下野　尚広
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
堺市西区浜寺石津町西４丁１番15―507号
債務者　藤野　　浩
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番10―204号
債務者　杉原安早子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
堺市北区新金岡町２丁３番32―911号
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目33番22号　Ｂ―201号
債務者　村本　賢史
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
大阪府松原市天美北３丁目11番８号
債務者　野元　　明
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８８２号
大阪府茨木市玉瀬町30番36号　玉瀬ハイツ203号
債務者　藤野　通子（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９５９号
大阪市都島区東野田町５丁目11番22号　２Ｆ
債務者　北川　佳加
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０６号
静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地２号棟220号室
債務者　早川　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７号
静岡市清水区蜂ヶ谷464番地　蜂ヶ谷団地２号棟220号室
債務者　早川久美子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３８号
静岡県焼津市栄町６丁目９番17号　セントラルハイツ焼津502号
債務者　西林　秀晃
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４号
静岡市清水区楠379番地の１　エルディムオオシマ202号
債務者　左口　美夏（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７号
静岡市駿河区向敷地1154番地
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部